

大分県報

令和三年
号外（二三）
三月三十一日

（水曜日）

目次

規則	大分県行政組織規則の一部改正……………	一
	大分県税条例施行規則の一部改正……………	三
	大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正……………	六

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十三号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十四条の二十七」を「第四十四条の二十六」に改める。

第三条第一項の表中「部名」を「部又は局名」に、「課、局、所又は室名」を「課、所又は室名」に改め、同表の総務部の項中「企画経理班、」を削り、同表の福祉保健部の項中「母子保健班」を削り、「幼児教育・保育班」の下に「母子保健班」を加え、同表の商工観光労働部の項中

情報政策課

電子自治体推進班、地域情報化推進班、
基盤システム管理班、システム開発支援
班

を

令和三年三月三十一日

D X推進課
先端技術挑戦課

D X推進班
先端技術挑戦班、宇宙開発振興班

に改め、同

表の農林水産部の項中「農地活用・集落営農課」を「水田畑地化・集落営農課」に改め、「森林・林業企画班」の下に「林業普及指導班」を加え、同表の土木建築部の項中「港湾環境班」を「防災・海岸班」に改め、同条第二項の表の行政企画課の項中

県有財産経営室

利活用推進班、公共施設総合管理班

を

県有財産経営室

利活用推進班、公共施設総合管理班

電子自治体推進室

電子自治体推進班、基盤システム管理
班、システム開発支援班

に改め、

同表の情報政策課の項を削る。

第三条の二第三項の表の会計課の項中「契約指導検査班」の下に「財務会計システム開発班」を加える。

第四条第六項の表の市町村振興監の項の次に次のように加える。

上席主幹学芸員

芸術文化スポ
ーツ振興課

上司の命を受け、美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の調査、研究その他これと関連する特に高度の専門的事務を処理する。

第四条第六項の表の主幹学芸員の項中「美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）」を「美術品等」に改め、同表の地域保健推進監の項の次に次のように加える。

感染症対策監

感染症対策課

上司の命を受け、感染症対策に関する事務を処理する。

第四条第六項の表のIT戦略監の項中「先端技術挑戦室」を「D X推進課」に改め、同表の農地活用推進監の項を次のように改める。

水田畑地化推進
監

水田畑地化・
集落営農課

上司の命を受け、水田の畑地化に関する業務を処理する。

大分県報号外（規則）

第四条第六項の表の安心住まい推進監の項中「連絡調整」の下に「並びに建築行政の市町村支援に関する」を加える。

第六条第十四号中「県有財産経営室」の下に「及び電子自治体推進室」を加え、同条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 総務部の総務系事務に関する事（総務事務センターの所掌に係る事項を除く。）
第十一条の二第六号を削る。

第十九条第二十号中「健康づくり支援課」の下に「及びこども未来課」を加える。

第二十条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号から第二十三号までを四号ずつ繰り上げ、第二十四号中「医療政策課」の下に「及びこども未来課」を加え、同条第二十号とし、同条中第二十五号を第二十一号とし、第二十六号を第二十二号とし、第二十七号を第二十三号とする。

第二十一条の二に次の四号を加える。

十二 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）の施行に関する事

十三 母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）の施行に関する事

十四 母子保健に関する事

十五 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行に関する事（医療政策課及び健康づくり支援課の所掌に係る事項を除く。）

第二十一条の四第三号中「健康づくり支援課、」を削る。

第二十四条の三第七号を削り、同条中第八号を第七号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条を次のように改める。

（DX推進課の分掌事務）

第二十五条 DX推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報政策及びDXの推進に係る総合企画及び連絡調整に関する事（電子自治体推進室の所掌に係る事項を除く。）
- 二 情報化に関する調査研究及び啓発普及に関する事（他の課及び室の所掌に係る事項を除く。）
- 三 産業の情報化及び情報産業の振興に関する事（他の課及び室の所掌に係る事項を除く。）
- 四 豊の国ハイパーネットワークの構築及び運用に関する事

五 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所に関する事
第二十五条の次に次の一条を加える。

（先端技術挑戦課の分掌事務）

第二十五条の二 先端技術挑戦課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 先端技術を活用した新しい産業の創出に関する事
- 二 先端技術を活用した地域課題の解決に関する事（他の課及び室の所掌に係る事項を除く。）

三 大分空港の宇宙港としての利活用に関する事

四 DX推進課の庶務に関する事

第三十条第十一号並びに第三十一条第二号及び第四号中「農地活用・集落営農課」を「水田畑地化・集落営農課」に改める。

第三十一条の二（見出しを含む。）中「農地活用・集落営農課」を「水田畑地化・集落営農課」に改め、同条中第二十四号を第二十五号とし、第十四号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 水田畑地化の推進に関する事

第四十四条の五及び第四十四条の六を次のように改める。

（電子自治体推進室の分掌事務）

第四十四条の五 電子自治体推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政（県及び市町村）のデジタル化の推進に係る総合企画及び連絡調整に関する事
- 二 行政に係る情報ネットワークの構築及び運用に関する事
- 三 自治体の情報化に関する調査研究及び啓発普及に関する事
- 四 職員の認証基盤に関する事
- 五 業務システムの開発及び維持管理に関する事
- 六 地方公共団体組織認証基盤大分県登録分局に関する事

（法務室の分掌事務）

第四十四条の六 法務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法制審議に関する事
- 二 条例及び規則の制定改廃の手続に関する事
- 三 県報の編集及び発行に関する事
- 四 公益法人に関する事務の連絡調整に関する事
- 五 大分県公益認定等審査会に関する事
- 六 大分県行政不服審査会に関する事

七 訴訟の処理に関する事務の連絡調整に関すること

第四十四条の十二第三号中「健康づくり支援課、」を削る。

第四十四条の十七を削り、第四十四条の十八を第四十四条の十七とし、第四十四条の十九から第四十四条の二十七までを一条ずつ繰り上げる。

第四十六条第十四号を削る。

第四十六条の二に次の一号を加える。

七 財務会計システムの開発に関すること

第五十一条第一項中「専門研究員」の下に「、上席主幹研究員」を加え、同条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 上席主幹研究員（総括）は、上司の命を受け、それぞれ専門の事項の特に高度の研究を調整し、指導し、又はこれを独立して行うとともに、担当の分掌事務を総括・調整する。

5 上席主幹研究員は、上司の命を受け、それぞれ専門の事項の特に高度の研究を調整し、指導し、又はこれを独立して行う。

第五十四条第一項の表の大分県東部振興局の項及び大分県中部振興局の項中「集落営農・農地活用班、野菜班、果樹・花き班」を「集落営農・水田畑地化班、園芸第一班、園芸第二班」に改め、同表の大分県南部振興局の項中「営農・集落・畜産班、野菜・果樹・花き班」を「営農・畑地化・畜産班、園芸班」に改め、同表の大分県豊肥振興局の項中「集落営農・農地活用第一班、集落営農・農地活用第二班、野菜班、果樹・花き班」を「集落営農・水田畑地化第一班、集落営農・水田畑地化第二班、園芸第一班、園芸第二班」に改め、同表の大分県西部振興局の項中「集落営農・農地活用班、野菜班、果樹・花き班」を「集落営農・水田畑地化班、園芸第一班、園芸第二班」に改め、同表の大分県北部振興局の項中「集落営農・農地活用第一班、集落営農・農地活用第二班、野菜班、果樹・花き班」を「集落営農・水田畑地化第一班、集落営農・水田畑地化第二班、園芸第一班、園芸第二班、園芸第三班」に改める。

第六十三条の三の表の東部保健所の項中「疾病対策第一班、疾病対策第二班」を「疾病対策班、感染症対策班」に改め、同表の南部保健所の項、豊肥保健所の項、西部保健所の項及び北部保健所の項中「疾病対策班」を「疾病・感染症対策班」に改める。

総務企画課

総務班、企画・里親推進班

を

総務課

里親・措置児童支援課

企画・里親推進班、措置児童支援班

に改め、同表の心

理支援課の項中「心理支援第二班」の下に「、心理支援第三班」を加える。

第三百三十三条の五第四項中「専門研究員（チームリーダー）」と「の下に「、上席主幹研究員（総括）」とあるのは「上席主幹研究員（チームリーダー）」とを加える。

第百八十六条の表の大分土木事務所の項中「大分港振興班」を「大分港管理班、大分港整備班」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第三十四号

大分県条例施行規則の一部を改正する規則

大分県条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「㊦」を削る。

第三号様式の二中「㊦」を削り、

関与税理士署名押印

印

を

関与税理士署名

に改める。

第三号様式の二の三中「㊦」を削り、

関与税理士署名押印

(TEL

) 印

を

第十七号様式中「印」を削る。

第二十三号様式から第二十二号様式の二の三までの規定中「㊦」を削る。

第二十三号様式の五中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 」に改める。

第二十七号様式中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 」に改める。

第二十八号様式の二(表紙)中「㊦」を削る。

第三十一号様式及び第三十二号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

第三十四号様式及び第三十四号様式の三中「印」を削る。

第三十七号様式の三中「立会人() 氏名 印」を「立会人() 氏名 」に、「処分を受けた者() 氏名 印」を「処分を受けた者() 氏名 」に改める。

第四十三号様式の七中「印」を削る。

第四十四号様式の五中「執行機関名 印」を「執行機関名 」に改める。第四十四号様式の八中「立会人() 印」を「立会人() 」に改める。

「 上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押 年 月 日 氏名 印」
財産を封印のまま、無償で保管します。

「 上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押 年 月 日 氏名 印」
財産を封印のまま、無償で保管します。

第四十四号様式の十三中「印」を削る。

第四十四号様式の十五及び第四十四号様式の十六中「印」を削る。

第四十四号様式の二十七(表面)及び第四十七号様式中「㊦」を削る。

第五十号様式の三を次のように改める。

第50号様式の3 (第19条関係)

納税証明書交付申請書
(競争入札参加資格審査等用)

年 月 日

大分県 県税事務所長 殿
納税義務者又は特別徴収義務者

住所

氏名

法人番号

代理人

住所

氏名

※法人にあつては、その名称及び主たる事務所
の所在地並びに代表者の氏名

※代理人の方が請求される場合は、委任状が
必要です。

使用目的

上記の目的に使用するため、県税に係る徴収金の滞納がないことを証明願います。

注1 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

注2 納税義務者・特別徴収義務者(法人の場合は、代表者)又は代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)を提示してください。
※県税事務所整理欄

本人(代理人) 運転免許証 パスポート 健康保険証
確認方法 個人番号カード その他()

第五十一号様式の四中「㊦」を削る。
 第五十一号様式の六中「㊦」を削り、「㊧」に改める。
 第五十一号様式の六の三（表）中「㊧」を「㊨」に改める。
 第五十一号様式の六の十一（表）、第五十一号様式の六の十三、第五十二号様式の二及び第五十二号様式の五中「㊦」を削る。
 第五十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注3(1)ウ中「㊦」を「㊧」に改める。

第五十三号様式の五及び第五十三号様式の六中「㊦」を削る。
 第五十三号様式の七中「㊦」を削り、同様式の注2中「㊦」を「㊧」に改める。
 第五十三号様式の八中「㊦」を削り、同様式の注2中「㊦」を「㊧」に改める。
 第五十三号様式の九中「㊦」を削る。
 第五十三号様式の十中「㊦」を削る。
 第五十三号様式の十一中「㊦」を削り、「㊧」に改める。
 第五十四号様式中「㊦」を削る。

に改め、同様式の注意事項1中「㊦」を「㊧」に改める。

第五十五号様式の三中

氏 又は名称	名	氏 又は名称	名
印		印	
を		を	

に改める。

第五十六号様式の十中「㊦」を「㊧」に改める。
 第五十七号様式、第五十七号様式の二及び第五十七号様式の三の二中「㊦」を削る。
 第五十七号様式の三の三から第五十七号様式の三の五までの規定中「㊦」を削る。
 第五十七号様式の三の七中「㊦」を削る。
 第五十七号様式の三の八中「㊦」を削り、「㊧」に改める。
 第五十七号様式の三の十中「㊦」を削る。

第五十七号様式の三の十二及び第五十七号様式の三の十三中「㊦」を削る。
 第五十七号様式の三の十四中「㊦」を削る。
 第五十七号様式の五及び第五十七号様式の五の三中「㊦」を削る。
 第五十七号様式の五の四中「㊦」を削る。
 第五十七号様式の五の五、第五十八号様式及び第五十八号様式の二中「㊦」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大分県税条例施行規則第三号様式、第三号様式の二、第三号様式の二の三から第三号様式の四まで、第十号様式、第十一号様式から第十一号様式の三まで、第十三号様式から第十三号様式の三まで、第十五号様式、第十七号様式、第二十三号様式から第二十三号様式の二の三まで、第二十三号様式の五、第二十七号様式、第二十八号様式の二、第三十一号様式、第三十二号様式、第三十四号様式、第三十四号様式の三、第三十七号様式の三、第四十三号様式の七、第四十四号様式の五、第四十四号様式の八、第四十四号様式の十三、第四十四号様式の十五、第四十四号様式の十六、第四十四号様式の二十七、第四十七号様式、第五十号様式の三、第五十一号様式の四、第五十一号様式の六、第五十一号様式の六の三、第五十一号様式の六の十一、第五十一号様式の六の十三、第五十二号様式の二、第五十二号様式の五、第五十三号様式、第五十三号様式の五から第五十四号様式まで、第五十五号様式の三、第五十五号様式の五、第五十六号様式の十、第五十七号様式、第五十七号様式の二、第五十七号様式の三の二から第五十七号様式の三の五まで、第五十七号様式の三の七、第五十七号様式の三の八、第五十七号様式の三の十、第五十七号様式の三の十二から第五十七号様式の三の十四まで、第五十七号様式の五、第五十七号様式の五の三から第五十七号様式の五の五まで、第五十八号様式及び第五十八号様式の二の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十五号

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大分県環境影響評価条例施行規則（平成十一年大分県規則第四十三号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第一の二の項のり及びヌ中「二十ヘクタール以上」の下に「(特別地域を含むものにあつては、五ヘクタール以上)」を加え、「第九条第十一項」を「第九条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「特別地域」とは、次に掲げる区域をいう。

一 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和五十五年年約第二十八号)第二条一の規定により指定された湿地の区域

二 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園の区域

三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

四 大分県立自然公園条例(昭和三十二年大分県条例第七十四号)第五条第一項の規定により指定された県立自然公園の区域

五 大分県自然環境保全条例(昭和四十七年大分県条例第三十八号)第二条第一項の規定により指定された県立自然環境保全地域の区域

六 国際連合教育科学文化機関により認定された生物圏保存地域における核心地域及び緩衝地域の区域

別表第二の六の項中「五ヘクタール未満」の下に「(特別地域を含むものにあつては、一・二五ヘクタール未満)」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「特別地域」とは、別表第一の備考に規定する特別地域をいう。別表第三の六の項中「五ヘクタール未満」の下に「(特別地域を含むものにあつては、一・二五ヘクタール未満)」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「特別地域」とは、別表第一の備考に規定する特別地域をいう。第一号様式から第二十三号様式まで、第二十五号様式及び第二十六号様式中「㊦」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 太陽光発電所の設置の工事の事業又は発電設備の新設を伴う太陽光発電所の変更の工事の事業であつて次に掲げるものについては、この規則による改正後の大分県環境影響評価条例施行規則の規定は、適用しない。

一 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の許可を受けた事業

二 施行日前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた事業

三 施行日前に自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第三項の許可を受け、又は同法第三十三条第一項の規定による届出をした事業

四 施行日前に宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文又は第十二条第一項本文の許可を受けた事業

五 施行日前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出をした事業

六 施行日前に都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可を受けた事業

七 施行日前に自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第四項の許可を受け、又は同法第二十八条第一項の規定による届出をした事業

八 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八十八号)以下「再生エネルギー特措法」という。)第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業(次に掲げるものを含む。)

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)以下「改正法」という。)附則第四条第一項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る改正法第二条の規定による改正前の再生エネルギー特措法第三条第二項に規定する認定発電設備(以下「旧認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ロ 改正法附則第五条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ハ 改正法附則第六条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ニ 改正法附則第十五条第二項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業

九 施行日前に大分県立自然公園条例(昭和三十二年大分県条例第七十四号)第十三条第

令和三年三月三十一日

四項の許可を受け、又は同条例第十五条第一項の規定による届出をした事業

大分県報号外（規則）